

政令番号319 1-ノナノール

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（令和4年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気へ の排出	水域へ の排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道へ の移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県								
8	茨城県								
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県								
12	千葉県	1.3E+1			12.8		1.5E+3	1,500.0	1,512.8
13	東京都								
14	神奈川県	2.3E+0			2.3				2.3
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県	1.5E+1			15.0				15.0
21	岐阜県								
22	静岡県								
23	愛知県								
24	三重県						1.1E+3	1,100.0	1,100.0
25	滋賀県								
26	京都府						9.0E+1	90.0	90.0
27	大阪府						2.3E+2	230.0	230.0
28	兵庫県								
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県								
34	広島県	3.5E+0			3.5				3.5
35	山口県								
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県								
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全国		3.4E+1			33.6		2.9E+3	2,920.0	2,953.6

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。